

株式会社大河は電子マニフェストに対応しております。

電子マニフェストとは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務効率化を図るために導入された制度で、1998年12月より運用が開始されました。紙の書類でやりとりしていたマニフェスト情報を電子化し、情報処理センターを介したネットワークでやりとりすることによって、スムーズかつ効率的な運用と管理を実現するものです。廃棄物処理法第13条の2の規定に基づいて、公益財団法人日本廃棄物処理振興センターが情報処理センターとして指定されています。電子マニフェストを運用するためには、日本廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（JWNET）へ加入する必要があります。なお、自社が電子マニフェストシステムに加入していても、取引のある排出事業者や収集運搬業者、処分業者が加入していなければ、電子マニフェストを利用できないため注意しなければなりません。

電子マニフェストとは（上記リンクJANETより抜粋）

処理状況を即時に確認

パソコン端末での管理票の照合、確認ができます。

伝票の保存が不要

紙マニフェストは5年間の保存が必要。電子マニフェストはホストコンピューターに情報を保存します。

運搬・処分終了の自動通知

終了報告を受け取ると自動的に排出事業者のパソコンに通知されます。

報告

情報センターでは運搬終了、処分終了報告期限をチェックするなど、業務量の軽減が可能です。また毎年度の知事への交付状況等報告書の提出が必要ありません。

株式会社大河 加入内容（収集運搬業者）

加入者名称

株式会社大河（タカ）

〒587-0062 大阪府堺市美原区太井 230 番地

代表取締役 岸田茂昭

加入者番号

2034157

公開パスワード

902615